

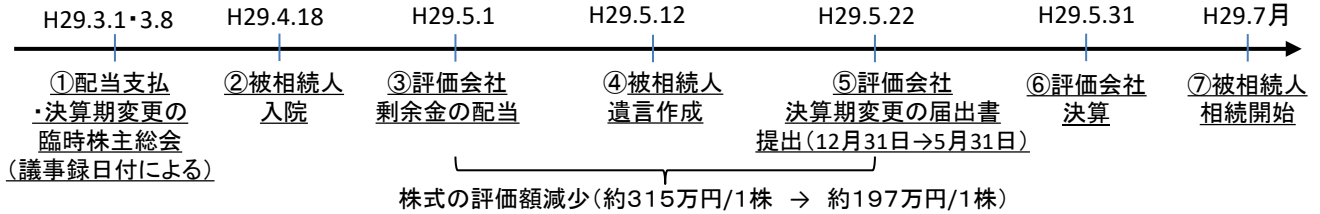
★非上場株式の評価に関する評価通達6項の適用事件

OSA通信143号にて、非上場株式の相続税評価を巡り、評価通達6項の適用に関して納税者勝訴が裁判で確定した事例をご案内しました。今回は令和6年3月25日の判決例から、課税庁の評価通達6項適用に対し請求人（納税者）の主張が認められなかったケースをご案内します。（塚越康仁）

◎事例の概要

被相続人が筆頭株主であり代表取締役でもある本件非上場会社は、被相続人の相続開始直前に臨時株主総会を開催して配当金の支払い及び事業年度（決算期）の変更を決議しました。株式の評価上、この非上場会社は「比準要素数1」という状態にあり、原則として純資産価額のみを基礎として株式を評価すべきところ、上記配当及び決算期の変更により「比準要素数1」の状態から外れることになり、類似業種の統計値を大きく加味して評価することになりました。

その後被相続人の相続が開始し、評価通達の定めに従い株式の評価をすると、上記臨時株主総会の決議がなければ1株当たり約315万円の評価額となるどころ、約197万円の評価となり、この評価額をもって相続人は相続税申告を行いました。これに対して課税庁は評価通達6項を適用し、外部鑑定業者が算出した1株当たり約375万円で評価すべきとして更正処分を行いました。これを不服とした請求人は国税不服審判所へ審査請求を行いました。請求人の主張は認められず、1株当たり375万円の評価額が支持されました。



◎課税庁と請求人の主張の比較（要約）

	課税庁	請求人
① 臨時株主総会の決議について	相続税評価額の引下げを目的としたものであり、租税負担の軽減を意図して行われたものである。	配当は株主への利益還元を重視したものであり、また事業年度変更は効率的な事務運営を行うためのものである。
② 相続税の軽減について	本件各行為が行われたことによって、請求人の相続税負担が著しく軽減されたといえる。	本件各行為は租税負担の軽減を意図して行われたものではなく、あくまで結果に過ぎないというべき。
③ 課税庁の評価額について	時価純資産法による評価は実情を反映しており、帳簿価額の採用にも合理性がある。	課税庁の採用した株価算定方法は実務上の簡便法であり、また回収可能性を考慮していない帳簿価額の採用は実態を捉えていないといえないため合理性に欠ける。

◎国税不服審判所の判決

審判所は、下記の点から本件更正処分を適法であると結論付けています。

1. 本件各行為は、平成29年4月26日までの被相続人の容体悪化を受けて、その後に税理士法人提案による相続対策スキームに沿って行われたものであると認められるから、請求人の租税負担の軽減を意図して行われたものといえる。（臨時株主総会が平成29年3月1日、同8日に開催されたと認めるに足りない。）
2. 本件各行為により株式の評価額は減少し、結果として納付すべき税額が約50%減少することになるから、請求人の相続税の負担は著しく軽減されたといえる。
3. 本件各行為をしない、又はすることができない他の納税者と請求人との間に著しい不均衡が生じ、実質的な租税負担の公平に反するといえるため、課税庁が評価通達6項を適用して評価した価額によることは、租税法上の一般原則としての平等原則に反するとはいえず、合理性があるといえる。

◎まとめ

本事件では、審判所が令和4年4月19日付最高裁判決において判示された新しい考え方に基づいて評価通達6項の適用を判断し、課税庁の更正処分を適法としています。納税額が減少するという理由のみで安易に相続税対策を行うことについては、引き続き慎重な判断が必要と考えます。